

令和7年第1回沖縄県議会

(2月定例会)

乙号議案説明資料

沖 縄 県

令和7年第1回沖縄県議会(2月定例会)

提出予定議案一覧表

番号	区分	議案名	部局	頁
乙 1	条例	沖縄県公文書等の管理に関する条例	総務部	6
乙 2	条例	刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	総務部	7
乙 3	条例	沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例	総務部	8
乙 4	条例	沖縄県職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例	総務部	9
乙 5	条例	沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	総務部	10
乙 6	条例	沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例及び沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	総務部	11
乙 7	条例	沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	総務部	12
乙 8	条例	情報通信技術を効果的に活用するための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例	総務部	13
乙 9	条例	沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例	総務部	14
乙 10	条例	沖縄県証紙条例の一部を改正する条例	総務部	15
乙 11	条例	沖縄県税条例の一部を改正する条例	総務部	16
乙 12	条例	沖縄ライフサイエンス研究センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	企画部	17
乙 13	条例	沖縄県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	生活福祉部	18
乙 14	条例	沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例	生活福祉部	19
乙 15	条例	沖縄県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	こども未来部	20
乙 16	条例	沖縄県病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	保健医療介護部	21
乙 17	条例	沖縄県文化芸術振興基金条例	文化観光スポーツ部	22
乙 18	条例	沖縄空手会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	文化観光スポーツ部	23
乙 19	条例	沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例	土木建築部	24
乙 20	条例	沖縄県国営沖縄記念公園内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	土木建築部	25

提出予定議案一覧表

番号	区分	議案名	部局	頁
乙 21	条例	沖縄県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	土木建築部	26
乙 22	条例	沖縄県二級建築士免許等手数料条例の一部を改正する条例	土木建築部	27
乙 23	条例	沖縄県宅地建物取引業免許申請等手数料条例の一部を改正する条例	土木建築部	28
乙 24	条例	沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	企業局	29
乙 25	条例	沖縄県企業局の水道の布設工事及び技術上の監督業務を行う者の資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例及び沖縄県病院事業局の専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例	企業局	30
乙 26	条例	沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	病院事業局	31
乙 27	条例	沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例	教育委員会	32
乙 28	条例	沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例	教育委員会	33
乙 29	条例	沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例	公安委員会	34
乙 30	条例	沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例	公安委員会	35
乙 31	議決	工事請負契約についての議決内容の一部変更について (大東地区情報通信基盤整備工事(第2期・陸上部))	企画部	36
乙 32	議決	財産の取得について(空港用化学消防車(宮古空港・久米島空港))	土木建築部	37
乙 33	議決	財産の処分について(うるま地区内賃貸工場)	商工労働部	38
乙 34	議決	車両損傷事故に関する和解等について	土木建築部	39
乙 35	議決	損害賠償請求事件の和解等について	教育委員会	40
乙 36	議決	損害賠償請求調停事件の調停について	土木建築部	41
乙 37	議決	損害賠償の額の決定について	教育委員会	42
乙 38	議決	損害賠償の額の決定について	企業局	43
乙 39	議決	包括外部監査契約の締結について	総務部	44
乙 40	議決	流域下水道の建設事業執行に伴う負担金の徴収についての議決内容の一部変更について	土木建築部	45

提 出 予 定 議 案 一 覧 表

番号	区分	議 案 名	部 局	頁
乙 41	同意	副知事の選任について	総務部	46
乙 42	同意	沖縄県教育委員会教育長の任命について	総務部	47
乙 43	同意	沖縄海区漁業調整委員会委員の任命について	総務部	48

提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第1号議案 沖縄県公文書等の管理に関する条例

【議案提出の理由】

県の諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるようにするため、公文書の作成、保存等に係る基本的事項を定め、及び歴史資料として重要な公文書を公文書館へ移管し、利用に供するために必要な措置を講ずる等の必要がある。

【議案の概要】

- 1 職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう文書を作成するよう定める。
- 2 公文書について、分類し、名称を付した上で、保存期間が満了する日までの間、適切に保存するよう定める。
- 3 保存期間が満了した公文書のうち、歴史資料として重要な公文書は公文書館に移管することを定める。
- 4 公文書館に移管された公文書（特定歴史公文書等）について、永久に保存すること、一般の利用に供すること、利用の促進を図ること等を定める。
- 5 沖縄県公文書管理委員会の設置及び組織等について定める。
- 6 職員に対し、公文書の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うことを定める。

【説明】

沖縄県公文書等の管理に関する条例（案）の概要		
総則(第1章) 目 的 (第1条) 定義(第2条)	公文書は民主主義の根幹を支える県民共有の知的資源である。 ・実施機関 ・公文書 ・歴史公文書等 ・特定歴史公文書等	公文書の適正な管理と特定歴史公文書等の適切な保存・利用を図る。 県政の適正かつ効率的な運営と現在および将来の県民に説明する責務を全うする。
公文書の管理(第2章) 作成(第4条) 経緯も含めた意思決定に至る過程、事務・事業の実績を合理的に跡付け、検証できるよう文書を作成しなければならない。 移管又は廃棄(第8条) 廃棄しようとするときは、沖縄県公文書管理委員会の意見を聴く。	整理(第5条) 公文書を分類し、名称、保存期間等を設定した上で、保存期間満了時の措置(移管又は廃棄)を設定する。 管理状況の報告(第9条) 実施機関は、公文書の管理状況について、毎年度、知事に報告しなければならない。	保存等(第6・7条) 保存期間満了まで、識別を容易にするための措置を講じ保存し、公文書ファイル管理簿を作成し、公表する。 公文書管理規程(第10条) 実施機関は、条例に基づき公文書管理が適正に規程を設けなければならない。
特定歴史公文書等の保存、利用等(第3章) 保存等(第11条) 特定歴史公文書等について、その内容、保存状態等に応じ、適切な場所で永久に保存する。	利用(第12条) 利用請求があった場合には、個人情報情報が記録されている場合等を除き、利用させなければならない。	利用の促進(第21条) 知事は、展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めること。
沖縄県公文書管理委員会(第4章) 委員会の設置及び組織(第28条) 担任意務 特定歴史公文書等の利用請求に係る審査請求の諮問に対する答申 公文書の管理に関する重要事項について、諮問に対する答申又は建議 公文書を廃棄する場合の意見		雑則(第5章) 研修(第36条) 公文書の管理を適正に行えるよう、実施機関はその職員に対し必要な研修を行う。 委任(第38条) 施行に関し必要な事項は、規則で定める。
附 則 令和8年4月1日から施行(予定) この条例の施行に関し必要な経過措置について規定 沖縄県情報公開条例及び沖縄県公文書館の設置及び管理に関する条例について必要な改正		

提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第2号議案 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

【議案提出の理由】

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律により刑法の一部が改正されること等に伴い、関係条例の規定を整理する必要がある。

【議案の概要】

- 1 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（以下「刑法等一部改正法等」という。）により刑法の一部が改正され、懲役及び禁錮が廃止されるとともに、これらに代えて拘禁刑が創設される等の改正が行われた。
- 2 刑法等一部改正法等が令和7年6月1日から施行されることに伴い、関係条例の規定を整理し、同日から施行する。

【説明】

「刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）の施行に伴う沖縄県条例の整理について

◎主な背景・経緯

- 再犯防止対策の必要性・重要性
再犯防止施策が着実な成果を上げつつある中、安全・安心な社会の実現のためには、より一層の対策が必要
➡ 犯罪者処遇の充実のための法整備についての法制審議会の答申（令和2年10月）を踏まえ、所要の措置を講じる。

◎刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律

- 受刑者の特性に応じた柔軟な処遇を実現するため、現行刑法における懲役（刑事施設への拘置＋作業）、禁錮（刑事施設への拘置のみ）を廃止し、新たな自由刑として「拘禁刑」を創設
- 拘禁刑においては、刑事施設に拘置し、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができるものとされた。
- 拘禁刑の創設に伴い、整理等に関する法律により関係法律の「懲役」「禁固」が拘禁刑に改正された。
※ 施行日 令和7年6月1日

◎県において対応が必要となる事項

1. 既存の条例等について改正対象字句を「拘禁刑」に改める。
 - 2 改正に伴う経過措置を設ける。
- 【改正対象字句】 懲役・禁錮・禁錮（ふりがな付き）・禁こ・禁固
【例】 「懲役」→「拘禁刑」、「禁錮」→「拘禁刑」
「懲役又は禁錮の刑」→「拘禁刑」
- ⇒ 全部局に照会を実施し、該当する29条例を一括改正。
- ・罰則の適用等に関する経過措置
 - ・人の資格に関する経過措置
 - ・その他個別条例の適用に係る経過措置

提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第3号議案 沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部が改正されたことを踏まえ、人事委員会の報告並びに国及び他の都道府県の状況を考慮し、義務教育終了前の子の看護のための休暇を取得できるようにする等の必要がある。

【議案の概要】

- 1 時間外勤務の免除の対象を3歳に満たない子を養育する職員から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員へ拡大する。
- 2 子の看護のための特別休暇について、休暇の取得要件を改めるとともに、家族の看護等のために取得できる休暇とする。
- 3 介護離職防止のため任命権者が講ずべき措置を定める。
- 4 その他所要の改正を行う。
- 5 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

【説明】

1 子が3歳以降小学校就学前までの両立支援制度(時間外勤務免除)の拡充

	現 行	改 正 後
請求可能な職員の範囲	3歳に満たない子を養育する職員	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員

2 子の看護休暇(特別休暇)の拡充

	現 行	改 正 後
取得要件	中学校就学の始期に達するまでの子の看護、予防接種・健康診断	<u>家族の看護、義務教育終了前の子の予防接種・健康診断、義務教育終了前の子に係る人事委員会規則で定める事由</u>
日 数	年5日(中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合は、10日)	年5日(<u>義務教育終了前の子(義務教育終了後も特に配慮が必要な子を含む。)</u> が2人以上の場合は、10日) ※ <u>事情を考慮し人事委員会規則で定める職員は、1日加算</u>

※下線部分は今回の改正による変更点の意

3 介護離職防止のための措置の創設

- (1) 介護を申し出た職員に対する個別の周知・意向確認
- (2) 介護に直面する前の早い段階での情報提供
- (3) 介護離職防止のための勤務環境整備

提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第4号議案 沖縄県職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

国家公務員等の旅費に関する法律の一部が改正されたことに伴い、職員の日当及び宿泊料の特例を定める等の必要がある。

【議案の概要】

- 1 沖縄県職員の旅費に関する条例（以下「旅費条例」という。）の一部を改正し、職員の日当及び宿泊料の特例について定める。
- 2 沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例（以下「知事等給与条例」という。）の一部を改正し、旅費の特例について定める。
- 3 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（以下「外国地方公共団体派遣条例」という。）の一部を改正し、一般の派遣職員に対する旅費の支給の特例について定める。
- 4 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

【説明】

沖縄県職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例（案）の概要

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律が公布されたが、今回の旅費法の改正を受けた本県の旅費制度見直しまでの過渡的な措置として、当分の間、現行の旅費制度を維持するため、旅費条例等の規定を改める。

経緯

旅費法の一部を改正する法律が5月に公布され、現行の旅費条例、知事等給与条例及び外国地方公共団体派遣条例が準拠している規定が、改正法では削除されることとなった。

○県で準用しているが改正法から削られる規定

- (1) 沖縄県職員の旅費に関する条例 外国旅行における地域区分
- (2) 沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例
知事及び副知事の鉄道賃、船賃、航空賃、日当、宿泊料、食卓料、
移転料及び死亡手当
- (3) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例
赴任旅費

対応案

改正法は、国家公務員等の旅費について抜本的に見直す内容となっており、これを受けて本県の旅費制度を見直すには一定程度の時間を要することから、過渡的に現行の制度を維持することとする。

施行期日 令和7年4月1日

提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第5号議案 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

人事委員会の給与勧告、国及び他の都道府県の職員の給与の状況等を考慮し、県の職員及び県費負担教職員の給与を改める等の必要がある。

【議案の概要】

- 1 県の職員及び県費負担教職員の給与等について、人材確保や組織パフォーマンスの向上の観点から、職務や職責をより重視した給与体系に見直しを行う。
- 2 子に係る扶養手当や通勤手当の支給限度額の引上げなど、給与制度のアップデートを踏まえて諸手当の改正を行う。
- 3 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

【説明】

- 1 給与制度のアップデートを踏まえた改正
 - (1) 主査級から課長級（行政職3級から7級等）の初号近辺の号給をカットして各級の初号の額を引き上げる。
（行政職給料表は3級から7級の初号付近を1,000円から34,900円引上げ）
 - (2) 統括監級・部長級（行政職8級・9級等）については、各級の初号の額を引き上げつつ職務の級間の水準の重なりを解消するとともに、昇格による給与上昇を基本とし、成績優秀者は昇給により更なる給与上昇を確保する。
 - (3) 地域手当：支給地域を都道府県単位へ広域化し、級地区分を再編
（地域手当級地区分：7区分→5区分）
 - (4) 扶養手当：配偶者に係る手当を廃止し子に係る手当を13,000円に引上げ
（子1人当たり10,000円→令和7年度11,500円→令和8年度13,000円）
 - (5) 通勤手当：支給限度額を引上げ、高速自動車国道等の特別料金も支給限度額の範囲内で全額支給
（支給限度額：月額55,000円→150,000円）
 - (6) 管理職員特別勤務手当：平日深夜に係る支給対象時間帯を拡大
（午前0時～午前5時→午後10時～午前5時）
 - (7) 定年前再任用短時間職員等の諸手当：支給する手当の拡大
（地域手当（医師及び歯科医師に特例的に支給されるもの）、住居手当、特地勤務手当（準ずる手当含む）、へき地手当（準ずる手当含む）の対象とする。）
 - (8) 特定任期付職員のボーナス制度：期末手当及び勤勉手当を支給し、特定任期付職員業績手当を廃止
（支給月数：年3.45月→年3.65月）
- 2 施行期日：令和7年4月1日

提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第6号議案 沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例及び沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

期末手当の支給割合を改定する国の特別職及び沖縄県の一般職の職員との均衡を考慮し、知事等及び特別職の秘書の期末手当の支給割合を引き上げる等の必要がある。

【議案の概要】

- 1 沖縄県の一般職の職員の給与改定等を踏まえた本年度の給与改定
知事等の常勤の特別職及び特別職の秘書の給与について、沖縄県の一般職の職員に準じて期末手当（ボーナス）の支給割合を引き上げる。
- 2 条例の適用
令和6年12月1日から適用する。ただし、知事及び副知事の令和6年12月に支給する期末手当の支給割合は据え置く。

【説明】

- 1 知事等の常勤の特別職 年間 3.25月分→3.30月分（0.05月分引上げ）

知事 副知事 公営企業の管理者 病院事業の管理者 教育長 常勤の監査委員

- 2 特別職の秘書 同上

提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第7号議案 沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部が改正されたことに伴い、条例の規定を整理する必要がある。

【議案の概要】

- 1 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、規定を整理する。
- 2 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

【説明】

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、同法を引用する条文の条ずれを改める。

改正後	現行
(部分休業の承認) 第27条 (略) 2 (略) 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)<u>第61条の2第20項</u>の規定による介護をするための時間(以下この項において「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。	(部分休業の承認) 第27条 (略) 2 (略) 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)<u>第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項</u>の規定による介護をするための時間(以下この項において「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第8号議案 情報通信技術を効果的に活用するための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

【議案提出の理由】

沖縄県アナログ規制の点検・見直し方針に基づき、県民の利便性の向上及び行政運営の改善を図る観点からデジタル技術を効果的に活用することができるようにするため、関係条例の規定を整備する必要がある。

【議案の概要】

- 次に掲げる関係条例について、書面を特定の場所に掲示して行うこととされている公示等について、インターネットを利用する方法により行うことを可能とするため、規定の整備を行う。＜第1条から第2条まで＞
 - 沖縄県都市公園条例
 - 沖縄県希少野生動植物保護条例
- この条例は、公布の日から施行する。

【説明】

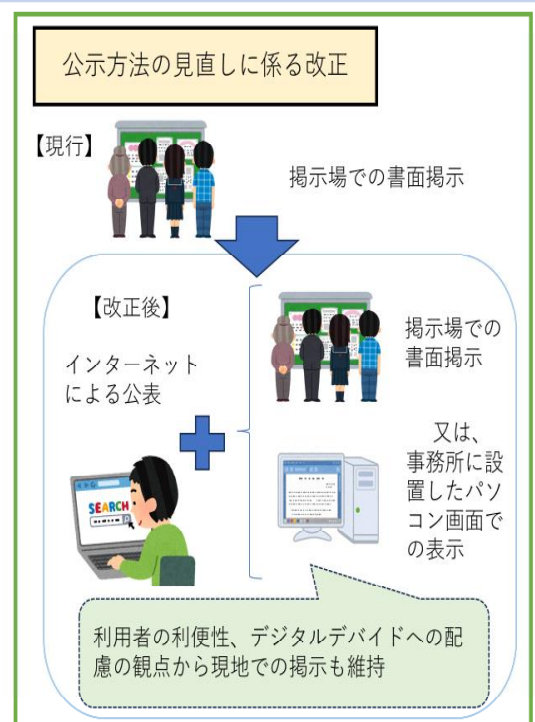
情報通信技術を効果的に活用するための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

<目的>

県は、国が講ずる施策に準じて、県民の利便性の向上及び行政運営の改善を図る観点からデジタル技術を効果的に活用することができるようにするため、必要な施策を講ずる必要がある。

<改正内容>

不利益処分の名宛人の所在が不明である場合等の公示方法について、掲示場の掲示であったものをインターネットの利用その他の適切な方法に改める。



提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第9号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部が改正され建築物エネルギー消費性能基準への適合義務の対象の範囲が拡大されたことに伴い、手数料の徴収根拠を定めるほか、工芸振興センターの使用料の額の適正化を図る等の必要がある。

【議案の概要】

- 1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部が改正されたことに伴い、手数料の徴収根拠を定める等の必要がある。
- 2 工芸振興センターにおける使用料及び手数料について、額の適正化を図る。
- 3 衛生環境研究所における手数料について、行政サービスが不要となった項を削除する。
- 4 汚染土壌処理業に関する省令の一部が改正されたことに伴い、規定を整理する必要がある。
- 5 家畜検査手数料及び家畜の注射、薬浴の手数料並びに漁業許可申請手数料等について、額の適正化を図るほか、その他所要の改正を行う。

【説明】

改正の趣旨

- 1 法令等の改正に伴う新たな事務の追加により手数料の新設を行うもの
建築物エネルギー消費性能向上関係
- 2 使用料及び手数料の定期的な見直しによる額の適正化を図るもの
工芸振興センター関係、家畜関係、漁業関係
- 3 事務の見直しによる手数料の廃止によるもの
衛生環境関係
- 4 その他所要の改正
法令等の改正による適用条項のずれに伴う規定の整理等

提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第 10 号議案 沖縄県証紙条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部が改正されたことに伴い、規定を整理する必要がある。

【議案の概要】

- 1 条例第 2 条に規定された法令名称及び条項の一部を改正する。
- 2 この条例は、公布の日から施行する。

【説明】

- 1 証紙条例施行規則で定める使用料及び手数料は、証紙による収入の方法により徴収する旨、規定されている。
- 2 ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 6 条第 1 項の規定により、オンライン申請されるものについては、証紙以外の方法で徴収できることを規定したもの。
(例) 自動車保管場所証明書交付申請手数料
一般旅券発給手数料

提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第 11 号議案 沖縄県税条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

自動車税環境性能割及び種別割の減免申請手続において、運転免許に係る情報が記録された個人番号カードにより当該情報を確認できるようにする等の必要がある。

【議案の概要】

- 1 自動車税環境性能割の減免申請手続において、運転免許に係る情報が記録された個人番号カードの提示により申請書の記載事項を確認できるようにする。（第 139 条の 12 関係）
- 2 自動車税種別割の減免申請手続において、運転免許に係る情報が記録された個人番号カードの提示により申請書の記載事項を確認できるようにする。（第 146 条関係）
- 3 その他所要の改正を行う。（第 146 条関係）
- 4 この条例は、令和 7 年 3 月 24 日から施行する。

【説明】

運転免許証について令和 7 年 3 月 24 日より以下の 3 通りの持ち方が可能となる。



現行の沖縄県税条例では自動車税環境性能割及び種別割の減免を受けようとする場合、減免申請書の提出に加えて身体障害者手帳等や運転免許証を提示し、申請書の記載事項を確認しているが、改正後は運転免許証に代えて運転免許に係る情報が記録された個人番号カード（マイナ免許証）でも当該事項の確認が可能となる。